

加 須 市

人権教育推進基本方針



令和 5 年 2 月 改訂

加須市教育委員会

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 改訂の趣旨	1
2 教育基本方針の性格	1
第2章 人権教育の基本的な方針	3
第3章 人権教育の実施の方向	4
1 学校等における人権教育	4
2 家庭、地域社会における人権教育	9
第4章 各人権課題に対する取組	12
1 女性	13
2 子ども	14
3 高齢者	16
4 障がいのある人	17
5 同和問題	18
6 外国人	20
7 感染者等	21
8 インターネットによる人権侵害	22
9 災害時における人権への配慮	23
10 性的少数者	24
11 様々な人権問題	25
用語解説	28

障がいの表記について：「障害」は「障がい」と表記します。ただし、固有名詞、市の事業名や法令等で使用されている場合は、「障害」を使用します。

第1章 基本的な考え方

1 改訂の趣旨

人権とは、誰もが生まれながらにもっている、誰からも侵されることのない人が人らしく幸せに生きていくための権利であり、全ての人に平等に保障されなければなりません。そのためには、人権に関する教育や啓発をあらゆる機会に実施するとともに、全ての市民が人と人との絆を大切に、それぞれの個性と能力を発揮することができるよう、人権を尊重した教育を推進していく必要があります。

加須市（以下「本市」という。）では、令和3年2月に策定の「第2次加須市総合振興計画」において、人権尊重社会の推進として、あらゆる人権問題の解決に向けた人権教育及び人権啓発を推進することと位置付けています。

この総合振興計画のもと、全ての市民が、人と人の絆を大切にし、それぞれの個性と能力を発揮することができる、差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指し、人権施策を総合的・計画的に推進するための「加須市人権施策推進基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、各種人権施策に取り組んできたところです。

本市教育委員会では、この基本方針の教育分野において、学校、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ、広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進するための「加須市人権教育推進基本方針」（以下「教育基本方針」という。）を策定し、各人権課題を解決するための基盤となる「豊かな人権感覚」の育成に取り組んできました。

しかしながら、子どもや高齢者への虐待、女性への暴力、インターネットを悪用した人権侵害、災害時における人権への配慮など、様々な人権問題が存在しています。

2015年、国連においては、2030年度までに、誰一人取り残すことなく貧困の解消や差別の撤廃など、17の目標の実現に向けて「SDGs（持続可能な開発目標）」が全加盟国で合意されています。

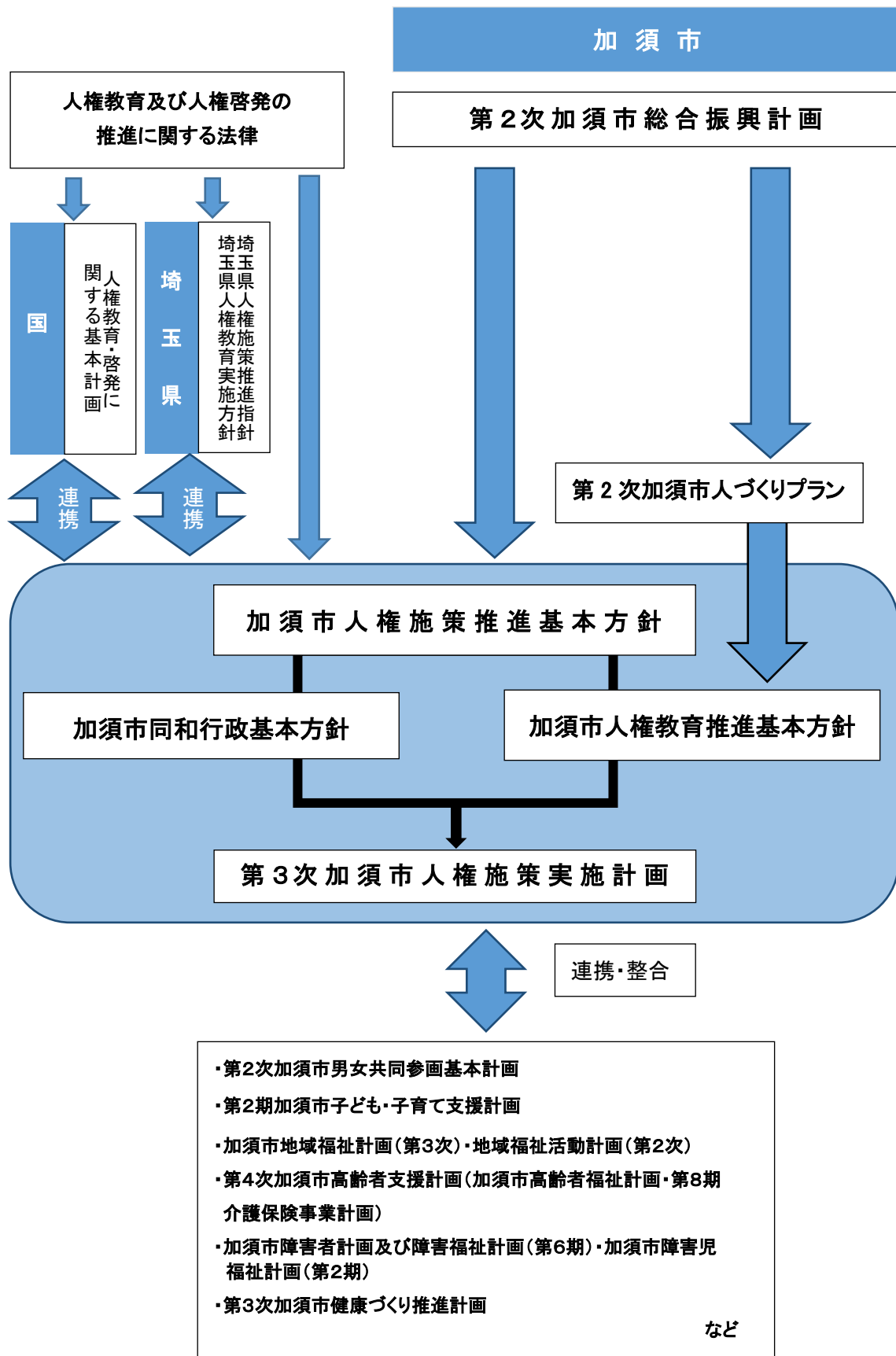
そこで、これらの状況を踏まえ、基本方針と分野別の人権課題との整合性を図りつつ、人権に関わる法制度の改正や社会情勢の変化に適切に対応するため、本教育基本方針の改訂を行うものです。

2 教育基本方針の性格

- (1) この教育基本方針は、本市の教育を総合的かつ計画的に推進する「第2次加須市人づくりプラン」の基本目標の1つである「生涯にわたる学びの支援や芸術・文化の振興を図ります」を踏まえたものです。
- (2) 基本方針のうち、第2章の1「あらゆる場や対象をとらえた人権教育・人権啓発の推進」を具現化したもので、学校等（※）、家庭、地域社会における人権教育の目標、取り組むべき施策や人権教育実施の方向性を示すものです。

（※）人権を尊重する心と態度を育てるには、幼児期の教育が重要な役割を担っていることから、人権教育実施の関係機関として、幼稚園、小・中学校に保育所を含めるため、「学校等」とします。

加須市人権施策推進基本方針関係計画等関連図



第2章 人権教育の基本的な方針

教育基本方針では、各人権課題の解決を目指し、学校等、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ、広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進するための基本的な4つの方針を定めました。

1 市民が主体となる人権教育の推進

市民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人ひとりが人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組めるよう人権教育を推進します。

2 生涯を通じた人権教育の推進

幼児期からの発達段階を踏まえ、学校等、家庭、地域社会との連携を図りつつ、市民一人ひとりの生涯を通じた人権教育を推進します。

3 豊かな人権感覚を培う人権教育の推進

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような豊かな人権感覚を培う人権教育を推進します。

4 共生の心を育む人権教育の推進

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権意識を高め、自己実現を目指す行為や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進します。

第3章 人権教育の実施の方向

1 学校等における人権教育

学校等における人権教育のねらい

人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権問題を解決しようとする子どもを育成します。

(1) 人権教育実施体制の確立

① 人権教育目標の設定

人権教育目標の設定に当たっては、学校教育目標との関連を図るとともに、人権教育が目指す子ども像を明らかにし、教育活動に位置付けます。

その際、次の点に留意します。

- ・ 幼児、児童生徒、保護者、地域住民の人権に関する実態を把握します。
- ・ 関係法令、国、県、市の人権教育施策などを踏まえます。

② 校内等の実施体制の充実

子どもの発達の段階に応じて、全教育活動を通じて人権意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を推進するための学習環境を整備します。また、人権教育推進のための計画の作成、内容に関わる企画・調整、人権教育の具体的な進め方及び教職員研修の企画・立案などを組織的に検討します。

③ 研究の推進

研究の推進に当たっては、幅広い観点から実践的な研究を行い、組織的に推進することで子どもの行動変容を促す指導内容・指導方法の工夫や改善を図ります。

組織の在り方については、学校等の実態に応じて工夫し、すべての教職員が関わり、指導内容・指導方法を共有できるようにします。

(2) 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成

① 人権教育上の視点の設定

人権教育を推進するための効果的な手法として、「法の下での平等」「個人の尊重」という人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあります。学校等においては、それらの取組について、身に付けさせたい知識・技能・態度及び人権教育上の視点を定め、人権教育の実施に生かしていきます。

② 全体計画の作成

幼児、児童生徒及び地域の実態を把握し、様々な人権問題を解決するための具体的な目標

を設定し、人権教育の全体計画を作成します。

- ・人権教育目標や推進の方針、重点課題などを設定します。
- ・学校等や地域の特色を生かした取組、ボランティア活動、社会体験、自然体験などの体験活動の充実や様々な人との交流活動の在り方を示し、子どもの発達段階に応じた人権教育を推進します。
- ・お互いの個性を認め合う心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性の育成に重点を置きます。
- ・同和問題については、人権課題の中に位置付け、心理的差別の解消に視点を当てます。

③ 年間指導計画の作成

年間指導計画の作成に当たっては、人権教育の視点を明確に位置付け、年間を通じて計画的に実施します。

- ・地域の実態を踏まえ、子どもの発達段階に応じて、個別の人権課題への取組を踏まえた年間指導計画を作成します。
- ・各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間などのねらいとの関連を図ります。

(3) 指導内容・指導方法の工夫・改善

① 発達段階に応じた指導内容・指導方法の工夫・改善

人権教育の実施に当たっては、子どもの発達段階に応じた、実践的・先進的な研究を行うとともに、参加体験型の学習など、子どもの主体的な学習活動を促す指導内容・指導方法について、工夫・改善します。

発達段階ごとに身に付けさせたい資質や態度は、以下のとおりです。

【身に付けさせたい資質や態度】

<幼稚園・保育所>

幼稚園や保育所では、遊びを通して豊かな心を育成します。遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にするとともに、他の人も思いやることのできるような社会的共感能力の基礎を育成します。

その際、幼児に身に付けさせたい内容として、「子育ての目安『3つのめばえ』」（県教育委員会）の活用を図ります。

また、教職員や周囲の大人との信頼関係が極めて重要であることから、信頼関係に基づく生活が、幼児の豊かな人権感覚を養うことに配慮します。

<小学校>

小学校においては、全教育活動を通じて、人権問題を正しく理解するために必要なものの見方や考え方、人権を尊重する豊かな心情を育成します。そのためには、児童一人ひとりが、主体的に活動する態度や自ら学び、自ら考える力を育成し、お互いの個性を

認め合う心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を養います。

また、インターネットによる人権侵害などの課題について理解し、情報モラル教育の充実を図ります。

<中学校>

中学校においては、小学校教育の基盤の上に立って、人権問題を正しく理解するために必要なものの見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成し、身近にある偏見や差別に気づき、解決しようとする積極的な態度を養います。さらに、社会の中に存在する具体的な人権問題について調べ、自らの行動を通して解決しようとする態度を養います。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう、情報モラル教育の一層の充実を図ります。

② 体験的な活動の推進

「人権感覚育成プログラム」（県教育委員会）を活用した参加体験型学習を実施し、人権感覚を育成することで、自他の人権を守るための実践力を身に付けます。また、人権教育を実施する上で、学校間の連携や交流を図るとともに、ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動の充実や様々な人との交流活動を積極的に取り入れ、お互いを正しく理解し、共に支え合う態度を育てます。

③ 道徳教育の充実

道徳の全体計画と年間指導計画の中に、人権教育との関連を位置付け、児童生徒の発達段階に応じた豊かな心を育てる体験活動や実践的活動を一層充実させます。また、埼玉県の特徴を生かした「彩の国の道徳」（県教育委員会）などの資料を活用し、人権教育を実施します。

④ 総合的な学習の時間の工夫

人権教育の実施に当たっては、多様な学習形態、指導体制を工夫し、地域の人々の協力を得る等、地域の学習機関や学習環境などを積極的に活用します。

⑤ 人権教育に関する学習教材の整備

人権問題に関する教材を選定・開発し、必要に応じて継続的に増補・改訂し、人権教育に関する学習教材の整備を行います。

- ・子どもの主体的な学習が促されるよう、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の学習形態や手法などを取り入れる教材の選定・開発を行います。
- ・子どもが、身近な人権問題の不合理性に気付くとともに、様々な人権問題を分かりやすく学べる教材の選定・開発を行います。

⑥ 指導資料の作成

子どもたちの人権への正しい理解と実践力の育成をねらいとして、優れた指導実践を紹介する「学校人権教育指導資料」を作成します。

(4) 教育相談体制の充実

① 研修を生かした教育相談体制の充実

教育センターや教育委員会で行われる生徒指導・教育相談研修会の修了者が、各学校等において中心となり、子どもの悩みや不安等を解消するために、学校教育相談体制の充実を図ります。

② 連携を密にした教育相談体制の充実

教育相談員やスクールカウンセラーとの連携を密にし、子どもの理解を深める教育相談体制の充実に努めます。

③ 関係機関との連携の強化

スクールソーシャルワーカーなどとともに、専門的な指導・援助が得られる関係機関との連携に努めます。特に子どもの健全育成、人権課題の解決に関しては、関係機関との連携を強化するとともに、教育相談以外の関係機関との連絡も強化します。

(5) 教職員の研修の実施

① 計画的・継続的な研修の実施

人権教育の実施に当たっては、人権教育に関わる教職員研修を計画的・継続的に実施します。

- ・人権及び人権問題の正しい理解を図り、人権課題の解決に向けて意識を高めます。
- ・日常の教育活動においても豊かな人権感覚を身に付け、あらゆる教育活動を展開し、人権を尊重する教育に取り組みます。

② 指導力を高める研修の開催

人権教育を効果的に実施するために、教職員の指導力を高める研修を実施します。

- ・事例研修会、授業研究会、研修報告会、現地研修会などを計画的に実施します。
- ・人権課題ごとの指導者を招き、個別の人権課題についての理解を深める研修を実施します。

③ 「人権感覚育成プログラム」の活用

自他の人権を守るための実践力の向上を図るために、豊かな人権感覚を身に付けます。

- ・「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の充実を図ります。
- ・「人権感覚育成プログラム」を活用して豊かな人権感覚を育成し、自他の人権を尊重し合うことができるようにします。

(6) 学校等、家庭、地域社会相互の連携

① P T A活動等への位置付け

P T A活動や保護者会を通して、学校等における人権教育への取組を推進し、保護者の人権感覚を育成します。そのため、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習をP T A活動などに計画的に位置付けて実施します。

② 家庭との連携

家族愛や親子のふれあいの大切さを呼びかけるとともに、積極的に情報を提供して相談の機会を設けたり、「家庭用『彩の国の道徳』」（県教育委員会）などの資料の活用をよびかけたりして、家庭との連携を密にします。

③ 地域に開かれた学校等としての役割

地域住民の人権尊重の意識を高めるために、教職員が地域での学習の講師を行います。また、学校等で発行する通信や保護者向け人権啓発資料等を通じた情報提供や学校開放などを積極的に実施し、学校等、家庭、地域社会との連携を強化します。

2 家庭、地域社会における人権教育

家庭、地域社会における人権教育のねらい

市民一人ひとりが人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、人権を尊重し合う共生社会の実現に努めます。

(1) 生涯学習の視点に立った人権教育の実施

① 継続的な人権教育の推進

人権教育は、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とし、自己の実現や活力ある地域社会づくりのため、継続的に行います。

② 学習機会の提供・充実

これまで取り組んできた学習方法を見直し、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を育成できる学習機会を提供し、充実させます。

- ・市民のライフスタイルを考慮し、学習者が積極的に参加できる機会の充実を図ります。
- ・自治会をはじめ、市民の自主的な活動やPTAなどの活動と連携を図ります。
- ・身近な人権課題や年齢層に合わせた人権課題、学習が必要とされる人権課題などを取り上げて、幅広い年齢層に対応できるように工夫します。
- ・多くの市民が人権問題への関心を高めることができるように、広報紙やインターネットを活用した情報提供を図ります。

③ 学習教材の研究・活用

これまでの学習教材の見直しを図り、様々な人権問題を理解し、人権課題解決のために行動ができるような教材の研究・活用を行います。

- ・様々な人権問題を共感的に理解し、自分自身の課題として捉えられる学習教材を研究・活用し、人権感覚を育成します。

(2) 人権教育の基盤をつくるための家庭教育の充実

① 家庭教育の重要性の認識

家庭教育の充実を図り、人権教育の基盤をつくります。

- ・家庭は、子どもの成長にとって、その基礎的な資質や能力を培い、人格を形成する上で重要な場であり、豊かな情操や思いやり、生命の尊重を大切にする心、善悪の判断などの基礎を育む場でもあるとの認識をもてるようにします。

② 学習機会の提供・充実

豊かな人権感覚が身に付くように、家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報提供を図ります。

- ・家庭が果たす役割についての情報を提供したり、子育てなどについての学習機会を提供したりします。
- ・多様な地域活動を展開することにより、親子のふれあいや子育ての問題など、身近な問題について情報交換が行える地域コミュニティづくりを支援し、充実させます。

③ 幼児期の教育・小学校教育相互の連携

家庭の中で育てられた思いやりの心や生命を尊重する心などを更に育むために、幼稚園、保育所、小学校が連携を深めます。

(3) 人権教育を推進するための指導者の養成

① 様々な人権課題に対応できる指導者の養成

人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するために、個別の人権課題について幅広い識見をもつ指導者を養成します。また、学習者の価値観やニーズの多様化に合わせ、具体的な内容を系統的に組み立て、効果的な学習を実践できる指導者を養成します。

② 地域社会において先頭に立って実施していく指導者の養成

人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において、人権への配慮が態度や行動につながるような人権感覚を身に付け、地域社会において人権課題の解決に向け先頭に立って人権教育を実施することのできる指導者を養成します。

(4) 学習機会の充実

① 地域の実態に応じた学習の実施

地域の実態に応じ、個別の人権課題に対応した講師を招いた研修会を実施します。また、身近な人権問題についての意見交換をするなど、創意工夫した学習を実施します。

② ボランティア活動、福祉活動の充実

子どもの社会性や思いやりの心、豊かな人間性を育むため、ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動などをはじめとする多様な体験活動を充実させます。また、そのための環境整備を図ります。

③ 参加体験型学習の実施

学習を通して、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付けられ

るよう参加体験型の学習を実施します。

- ・学習者自身が、お互いの気づきや考えを共有しながら学習活動に参加することのできる参加体験型学習を実施します。
- ・今までの講義形式の学習に加え、ロールプレイ、フィールドワークなどの学習を効果的に組み合わせて実施します。

(5) 地域に根ざした人権教育の実施

① 学校等、家庭、地域社会相互の連携

学校等、家庭、地域社会相互の連携は、今後一層求められることから、一人ひとりが大切にされる地域コミュニティづくりに向け、学校等、家庭、地域社会それぞれがもつ役割を担い、お互いに連携・協働した取組を進めます。

② 開かれた学校等を目指した支援

地域には、年齢・性別・国籍など、様々な違いをもった人々が暮らしており、趣味や特技、専門的な知識や技能もそれぞれ異なっています。こうした地域がもっている人的資源を生かしながら、人権課題の解決を図ります。

また、学校等は、地域社会の教育文化施設として大きな役割を果たしてきたことから、学校等のもつ人的・物的な資源を生かしながら、課題の解決に向け、地域高齢者に学ぶ機会の設定など、学校等と地域が相互に連携する体制を整備します。

③ 企業や各種団体等との連携

企業や各種団体等では、人権教育や啓発、さらに人権擁護の分野において、幅広い取組が行われています。これらの豊富な知識や経験を学校等での学習内容に取り入れることが必要です。人権教育をより一層効果的に推進していくために、既存組織との連携強化のみならず、企業や各種団体等の外部講師の活用など、積極的に連携します。

第4章 各人権課題に対する取組

平成14年3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」(※)では、各人権課題に関する取組について、「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。」と示されています。

そこで、本市教育委員会では、「埼玉県人権教育実施方針」を踏まえ、基本方針に位置付けられている重点的に取り組むべき分野別の人権課題である「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「同和問題」、「外国人」、「感染者等」、「インターネットによる人権侵害」、「災害時における人権への配慮」、「性的少数者」、「その他の人権問題」を解決するために、学校等、家庭、地域社会を通じて、人権教育を実施します。

なお、これらの人権課題には、それぞれの課題が重なり合って、さらに困難な状況に置かれるといった、いわゆる複合的な人権課題への取組も必要となっています。

(※)「人権教育・啓発に関する基本計画(平成23年4月一部変更)」は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年(2000年)法律第147号、同年12月6日公布・施行)第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的な推進を図るため、国が策定するものです。

1 女性

(1) 現状と課題

女性の人権については、世界的には昭和54年（1979年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が国連総会で採択され、近年の国際会議においても、その重要性が大きく取り上げられています。また、平成5年（1993年）に世界人権会議で採択された「ウイーン宣言及び行動計画」では、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年12月の第48回国連総会においては「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性の人権の重要性が強調されました。

日本においても、昭和60年（1985年）に、「女子差別撤廃条約」を批准するとともに、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の制定などの法整備が進められ、平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」の制定、平成12年（2000年）には「男女共同参画基本計画」の策定と、男女共同参画社会形成への取組が、総合的かつ計画的に進められてきました。

また、平成13年（2001年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の制定、平成27年（2015年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定など、様々な法律が整備され、社会制度上の男女平等と女性の人権保障制度が整いつつあります。そして、平成17年（2005年）の「第2次男女共同参画基本計画」、平成22年（2010年）の「第3次男女共同参画基本計画」の策定に続き、令和2年（2020年）の「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、より実効性のあるプランとして、ジェンダー平等の推進をはじめ支援を必要とする女性等が誰一人取り残されないよう、様々な取り組みの強化が図られました。

しかしながら、男女という性別による固定的な役割分担意識、それに基づく社会制度や慣行は依然根強いものがあり、女性にかかわる人権や就業、家事、育児、介護の問題など解決しなければならない多くの課題が残されています。さらに、男女間のあらゆる暴力やストーカー行為に関する問題なども顕在化しています。

本市は、男女格差是正や暴力行為の防止など男女が共に社会に参画できるような社会の実現に向けた「男女共同参画推進条例」を平成23年（2011年）7月に制定し、男女共同参画推進の基本方針を整えました。そして、条例に基づく基本計画として、平成24年（2012年）3月に「男女共同参画プラン」を策定しました。

令和4年（2022年）1月に社会情勢の変化等による新たな課題に男女共同参画の視点から対応するため第2次加須市男女共同参画基本計画「加須市男女共同参画プラン」を策定しました。ジェンダー平等の理念の下、男女（みんな）が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、社会通念や慣習にとらわれず、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において対等に参画し、かつ、仕事と生活の調和する環境の実現に努め、ともに責任を担う「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を、総合的かつ計画的に推進して

います。

(2) 女性に関する人権教育の推進について

女性に対する人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中にある差別意識や男女の固定的な性別役割分担意識を見直し、女性の人権が尊重されるとともに、男女平等観の形成の確立を図るための人権教育を推進します。

学校等における推進方策

- ・性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するための学習の充実を図ります。
- ・教育活動全体を通じて、男女平等の重要性、男女の相互理解と協力についての学習を充実します。
- ・子どもが主体的に取り組めるような学習教材の開発・整備を行います。

家庭、地域社会における推進方策

- ・男女共同参画の意識を育み、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない家庭教育が促進されるようにします。
- ・男女平等についての学習や活動に対して、指導・助言できる人材を養成します。
- ・女性の生涯にわたる学習機会の拡大を図り、社会参画を推進します。また、男性の育児・家事への参加を促進する学習機会の拡充が図れるよう既存の組織、企業、各種団体等と連携します。

2 子ども

(1) 現状と課題

子どもの人権については、平成元年（1989年）に「児童の権利に関する条約」が国連で採択され、わが国でも平成6年（1994年）に批准しています。この条約では、子どもに関するあらゆる差別の廃止、子どもの最善の利益の保護、生命・生存・発達の権利、子どもの意見表明権などの理念が掲げられ、社会に生かしていくことが求められています。

しかし、少子化の進行や核家族化の進展、デジタル化の進行や子どもの貧困問題など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域における子育て機能が低下しています。人と人との関係は希薄になり、子育てに不安を感じる親が増加したり、子どもの自立や共生の力を育む機会が減少し、父母その他保護者による子どもの虐待、さらに、学校をめぐっては、体罰やいじめによる不登校などの問題が発生しています。

国においては、「児童虐待防止法」、「児童福祉法」の改正などの法整備がされ、平成15年（2003年）に「次世代育成支援対策推進法」が、平成24年（2012年）には「子ど

も・子育て支援法」が、平成25年（2013年）には「いじめ防止対策推進法」が制定され、子どもを守り、成長を支える体制の整備が進められています。

また、令和2年（2020年）4月の児童福祉法等の一部改正法が施行され、子どもへの体罰が許されないことがルール化されました。

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年（2020年）3月に「加須市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を引継ぐとともに、「新・放課後子ども総合プラン」、「子どもの貧困対策推進計画」、「放課後子どもプラン」を含めた「第2期加須市子ども・子育て支援計画」を策定し、子どもの人権に係わる問題も含め、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つために、質の高い幼児教育・保育の提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実を図っています。

とりわけ、学校教育においては、人権教育を通して子どもたちがお互いの違いに気づき、認め合うことで、子どもたちの望ましい成長につなげることが大切です。

そのため本市では、いじめ防止対策推進法に基づき、平成26年（2014年）2月に「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定、同年6月には「加須市いじめの防止等のための組織に関する条例」により、いじめ防止等のための3組織（加須市いじめ問題対策連絡協議会、加須市いじめ問題調査審議会、加須市いじめ問題再調査委員会）を設置し、いじめ防止などのための対策を総合的かつ効果的に推進する体制を整えました。

（2）子どもに関する人権教育の推進について

子どもの人権を守るためには、基本的人権の尊重を基本理念に掲げ、子どもの権利を尊重する社会づくりのための人権教育を推進します。特に、児童虐待、いじめなど、深刻な権利侵害に対して、福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域と連携し、子どもの権利が尊重され、守られるような環境をつくります。

学校等における推進方策

- ・子どもの人権に十分に配慮し、一人ひとりを大切にした学校等の運営や教育指導が行われるよう配慮します。
- ・自他の権利を大切にするとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての学習を実施します。
- ・暴力行為やいじめ、不登校やヤングケアラーなどの問題の解決に向け、相談員やスクールカウンセラーとの連携を図る教育相談体制の整備に努めます。
- ・いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見・早期解決に努めます。また、必要に応じて、関係機関と協力して早期解決を図ります。
- ・教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう、研修を充実します。
- ・児童虐待防止に向けた適切な対応が行われるよう、虐待の早期発見・早期対応について教職員の共通理解・共通行動を図ります。
- ・子どもの発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施します。

家庭、地域社会における推進方策

- ・子育て中の親を対象とする相談体制や学習機会を充実、指導者の養成・人材活用促進などを総合的に行い、子育て支援の充実を図ります。
- ・子どもの健やかな成長を図るため、地域社会で子どもを育てる環境づくりに努めます。
- ・子どもの権利を尊重し、保護するため、福祉、保健、教育、警察などの関係機関と家庭や地域社会とが連携できる環境づくりに努めます。
- ・子どもが地域社会の中で自由に意見を言ったり、地域の活動に参加できる機会を増やしていきます。

3 高齢者

(1) 現状と課題

高齢者の人権については、国では、平成7年（1995年）に「高齢社会対策基本法」が施行され、平成8年（1996年）に同法を受け、高齢者対策の基本的かつ総合的な指針となる「高齢社会対策大綱」が策定され、その後、経済社会情勢などを踏まえた見直しを行い、平成30年（2018年）には新たな高齢社会対策大綱が閣議決定されました。また、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることから、平成18年（2006年）には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

このような中、長寿化が進んでおり、本市の65歳以上の人口は、令和5年（2023年）1月1日現在34,499人で、高齢化率は、30.8%となっています。

このため、本市では、「加須市高齢者支援計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」を策定し、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、地域での見守りや支え合いといった地域包括ケアシステムの整備や社会参加の促進を図るとともに、介護保険制度の充実や健康の保持増進、生きがい対策など長寿社会を支えるための高齢者支援を総合的に推進しています。

(2) 高齢者に関する人権教育の推進について

高齢者の人権を尊重するとともに、高齢者の自らの意思に基づき、高齢者がもっている知識や経験を生かして、家庭や地域の中で積極的な役割を果たせるようにします。また、社会を支える重要な一員として、各種の社会的活動に積極的に参加できるような人権教育を推進します。

学校等における推進方策

- ・高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間などを中心とした全教育活動を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てます。
- ・高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題への理解を深める教育を推進します。
- ・優れた知識・経験等を持つ高齢者を指導者として活用します。

- ・高齢者との相互理解や連帯感を深めるため、交流の機会を充実します。

家庭、地域社会における推進方策

- ・高齢者が生きがいをもち、安心して暮らせる社会の構築を目指し、高齢者の福祉について関心と理解が深められるよう、学習機会を体系的に整備・充実します。
- ・子どもから高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」を推進します。
- ・高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題への理解を深める機会を提供します。

4 障がいのある人

(1) 現状と課題

障がいのある人の人権については、国連が平成19年（2007年）に採択し、国が平成26年（2014年）に批准した「障害者の権利に関する条約」において、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利を実現するための措置などを規定しています。この条約では、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。

条約批准に向け、国においては、平成23年（2011年）に「障害者基本法」の改正、平成24年（2012年）に「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行、そして、平成25年（2013年）には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行など、様々な法制度の整備が行われました。

さらに、平成28年（2016年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいを理由とする差別などの権利侵害行為の禁止とともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の不提供）の防止が定められ、また、「発達障害者支援法」が改正され、発達障がい者やその保護者への支援、教育、就労、地域での生活支援など、乳幼児期から高齢期まで時代の変化に対応したよりきめ細やかな切れ目のない支援となるよう一層の充実が図られました。

しかし、近年、このような法制度整備や施策の充実が行われてきたものの、いまだ一部には障がいのある人に対する偏見や差別意識などの心の障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許等を制限する制度面での障壁など、障がいのある人が地域社会に住み、社会生活のすべてに平等に参加するために取り除かなければならない障壁があります。

本市では、「加須市障害者計画及び障害福祉計画、加須市障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスや障がい児発達支援の充実、生活環境の整備、障がい者（児）支援施設の充実、雇用機会の確保と就労の支援の充実を図ります。また、総合的な相談・支援体制の充実に努め

るとともに、障がいの状況や年齢など、一人ひとりの状態に応じた支援策を推進しています。

(2) 障がいのある人に関する人権教育の推進について

障がいのある人のライフステージの全ての段階において、社会を構成する一員として活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下に、それぞれの意欲や能力に応じて雇用の機会が保障され、自由に活動し、生活できる社会の実現と、障がいのある人の人権を尊重する社会づくりに努めます。

学校等における推進方策

- ・特別支援教育においては、教職員の専門性や指導力の向上を図り、一人ひとりの障がいの状態、能力及び特性等に応じた指導の充実と人材育成を図ります。
- ・障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するため、幼稚園、保育所、小・中学校における交流及び共同学習を実施します。
- ・各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間を中心とした全教育活動を通じて、障がいのある人に対して理解を深める教育を推進します。

家庭、地域社会における推進方策

- ・学校等、家庭、地域社会の連携を図りつつ、障がいのある人の自立と社会参加を促進する学習を推進します。
- ・障がいのある人に対する理解を深め、福祉や教育の問題などへの理解を図る学習機会を提供します。
- ・障がいのある子どもが、家庭や地域で安心して心豊かに成長できるよう、学校等、家庭、地域社会の連携を推進します。

5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題については、わが国の歴史的発展の過程において形成された身分差別により、人間の自由と平等が完全に保障されず、今なお、いわれなき差別や不利益を被ることがあるという、基本的人権や人間としての尊厳にかかわるわが国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、国や県、市町村では、昭和44年(1969年)7月の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、平成14年(2002年)3月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効までの33年間、様々な特別対策事業を行ってきました。

この間の特別対策により、一部に課題が残るものの物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた格差は一定の改善が図られました。

また、特別対策終了後は、教育、就労、産業等のなお残された課題について、一般対策に一定の工夫を加え実施することにより改善が図られ、また、偏見や差別意識の解消、そして人権意識の高揚についても、一定の成果をあげてきました。

本市においても、これまで、同和対策審議会答申及び地域改善対策協議会意見具申等の同和問題に関する基本認識を踏まえ、同和問題を人権問題の重要な課題とし、その解決に向け、取り組んできたところです。

しかしながら、全国各地において、依然として差別意識や偏見に基づくと思われる結婚問題をはじめ、行政書士等による戸籍謄本などの不正取得事件やインターネットの匿名性を利用した差別情報の掲載などの大変残念な事象が後を絶たない状況が見受けられ、同和問題における心理的差別は、いまだ課題が残っています。

こうした中、本市では、本人通知制度を実施し、住民票等の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害防止に努めています。

このような状況を受け、平成28年(2016年)12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、「現在もなお部落差別が存在する」こと、「部落差別は許されないものである」ことを明記するとともに、これを解消することが重要な課題であるとして、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

さらに、令和4年(2022年)7月には、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。この条例では、部落差別のない社会を実現することを目的とし、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めています。

今後とも、偏見や差別意識の早期解消を目指し、引き続き、人権教育・人権啓発を中心に同和問題の解決を目指していくことが必要です。

(2) 同和問題に関する人権教育の推進について

「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念を踏まえ、同和問題を人権教育の重要な課題の一つに位置付け、人々の人権意識の高揚を図りながら、同和問題に関する正しい理解を深める教育を進めております。今後も、同和問題の課題である心理的差別の解消に視点をあて推進します。

学校等における推進方策

- ・子ども及び地域の実態を把握し、心理的差別の解消を図る学習を推進します。
- ・子どもの発達段階に応じて、同和問題の正しい理解を図ります。
- ・部落差別を正しく認識し、共感的理解を図るとともに、差別をなくしていくことのできる子どもを育成します。

家庭、地域社会における推進方策

- ・心理的差別の解消に向けて、市民の意識の向上が図れるよう、人権学習を実施します。
- ・市民に対し「本人通知制度」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「埼玉県部落差

別の解消の推進に関する条例」について広く周知します。

6 外国人

(1) 現状と課題

今日、わが国における在留外国人数は増加しており、新型コロナウイルス禍前の令和元年（2019年）末には293万人（再入国者を含む）で、過去最高となっています。

本市における市内在留外国人数は、令和5年（2023年）1月1日現在で、2,872人にのぼり、人口に占める割合は2.56%となっており、国と同様に増加する傾向にあります。

こうした中、全国的に見ると、言語、宗教、習慣などの違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。具体的には、雇用機会や労働条件の不平等の問題、多言語での情報の提供やサービス利用上の未配慮の問題などがあり、これらの問題を起因として、国籍をはじめとする民族、文化などの違いによる精神的及び制度的なバリアが築かれ、様々な場面で社会への平等な参加が阻まれています。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めており、こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりしかねないものであることから、平成28年（2016年）6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

本市では、国籍などの異なる人々が互いの文化の差異を認め合い、地域社会を支え合いながら、共に生きていくことのできるまちづくりを推進しています。

(2) 外国人に関する人権教育の推進について

外国人が国籍や文化の違いにかかわらず、基本的人権を尊重され、誰もが快適で生き生きした豊かな生活を送れる社会づくりのため、日本人と外国人がお互いの人権を尊重し合える人権教育を推進します。

学校等における推進方策

- ・国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間を中心とした全教育活動を通じて、広い視野をもち、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていこうとする態度を育成します。
- ・外国人の子どもに対して、日本語学習指導をはじめ、適切な支援をするとともに、人権に配慮します。
- ・国家、民族、人権に対する偏見や先入観を排除して、お互いの基本的人権を尊重し合う態度を育成します。

家庭、地域社会における推進方策

- ・教育施設等を利用し、諸外国の文化、伝統などを理解するとともに、広い視野をもって異文化を尊重する態度を育成する学習や交流を深める機会を提供します。
- ・外国人が、地域で生き生きと豊かに暮らせるようにするための日本語学習などの講座を提供します。

7 感染者等

(1) 現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、今なお、H I V感染症、ハンセン病や精神疾患などの様々な病気に関して正しい知識と理解が不十分なために、医療現場における診療拒否、就職拒否や解雇、入居拒否など社会生活のさまざまな場面で、患者自身にとどまらず、その家族などに対してまで偏見や差別をされるといった、人権に係わる問題が発生しています。

平成11年(1999年)に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による感染症施策は、感染症の患者などの人権を尊重しつつ、患者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められています。

また、平成21年(2009年)には、ハンセン病患者であった人などへの差別や偏見の解消をさらに推進するために「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。しかしながら、ハンセン病患者自身の高齢化などにより、病気が完治した後も、社会復帰に向けての様々な困難な問題を抱えている状況にあります。

令和元年(2019年)12月から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)についても、感染症に対する不安感から感染者やその家族、医療従事者に対する誹謗中傷や不当な扱いや誤った情報に基づいた差別行為が発生しました。さらに、ワクチン接種の強要や接種しないことに対する不当な扱いや差別行為も発生しています。

感染症に対する偏見を解消するためには、啓発を推進していくとともに、病気と闘う一人ひとりが個人として尊重されるよう、病気について正しい理解を図り、差別・偏見をなくすことが必要です。

(2) 感染者等に関する人権教育の推進について

エイズやH I Vについての正しい知識・理解の普及に努めるとともに、主な感染経路が性的接触であることから、性に関する指導と連携した人権教育を推進します。

また、平成13年(2001年)5月11日の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」熊本地方裁判所判決以降、厚生労働省をはじめとして各県でハンセン病についての正しい知識の普及・啓発、ハンセン病患者・元患者の名誉回復の取組が進められていますが、さらに一層の人権教育・人権啓発を推進します。

学校等における推進方策

- ・性に関する指導において、エイズやH I Vについての正しい知識の習得・理解に努めるとともに、学校教育活動全体の中で、各教科、道徳、特別活動等の特性を生かしつつ、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見・差別について相互補完的に指導の充実を図ります。
- ・ハンセン病に関する啓発資料、各種広報活動、ハンセン病資料館などを適切に活用し、ハンセン病についての正しい理解を図るとともに、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別の解消を目指した学習を推進します。

家庭、地域社会における推進方策

- ・医師会や各種相談機関との連携を強化し、患者に対する誤解や偏見を取り除くとともに、患者や家族等の人権に十分配慮した教育を推進します。
- ・ハンセン病に関する啓発資料、ハンセン病資料館などを適切に活用し、ハンセン病についての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別意識の解消を目指した人権教育・人権啓発を推進します。

8 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

パソコンやスマートフォンなどの普及に伴い、インターネットがより身近なものになり、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するとともに、小中学生等の青少年におけるインターネットの利用も増加しています。

その反面、インターネット上の掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等では、情報発信の匿名性を悪用して個人を誹謗・中傷したり、差別的な内容の書き込み、プライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、子どもが加害者や被害者になり、いじめや人権侵害につながる事例が発生しています。また、安易に個人情報を発信したり、悪質なサイトを利用したことから、犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

インターネットによる人権侵害は、増加傾向にあり、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）や、部落差別等の同和問題に関して差別を助長するような内容の書き込みがされることもあります。また、インターネットを通じた誘い出しにより未成年者が性的暴行や暴力行為にあうなどの犯罪に巻き込まれるという事案やSNSの誹謗中傷による自殺といった事案も発生しています。

そのため、北埼玉地区同和対策協議会（構成市：加須市、羽生市、行田市）ではインターネットモニタリング事業を実施し、差別的な書き込み等を確認した際には、さいたま地方法務局及び関係機関に相談及び削除要請をしています。

そのため、悪質な事案に対しては、プロバイダなどに対して侵害情報等の停止・削除を申し

入れるなどの対応を図ってきました。

また、いわゆるリベンジポルノなどによる被害の発生・拡大を防止するため、平成26年（2014年）には、私的に撮影された性的画像を公表する行為などに対する罰則、画像の削除に係る「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の特例及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行されました。

今後もインターネットによる人権侵害を防止するため、インターネット利用者一人ひとりが、他人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めるとともに、インターネットを正しく利用することが必要です。

(2) インターネットによる人権侵害に関する人権教育の推進について

インターネットや携帯電話の利用上のルールやマナー、個人のプライバシーなどに関する正しい理解についての学習を推進します。また、子どもへの情報モラル教育を充実させるとともに、教職員や保護者に対しては、インターネットや携帯電話を利用する際の危険性などについて研修を行い、子どもが加害者にも被害者にもならないようにします。

学校等における推進方策

- ・発達段階に応じてインターネットによる人権侵害等の課題について理解し、情報モラル教育の充実を図ります。
- ・インターネットや携帯電話による人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けます。

家庭、地域社会における推進方策

- ・情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて学ぶ機会を充実します。

9 災害時における人権への配慮

(1) 現状と課題

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、多くの尊い人命を奪い、多くの人の暮らしを一変させ、理不尽な苦しみをもたらしました。

避難所において、プライバシーが保護されないという問題のほかに、高齢者、障がいのある人、妊婦、乳幼児などのいわゆる「災害時要援護者」や女性への配慮が問題になりました。

また、この災害では、根拠のない思い込みや偏見から原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、児童生徒が避難先の学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、市民一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深めることが必要です。

(2) 災害時における人権への配慮に関する人権教育の推進について

災害時に、全ての人の人権が適切に守られるよう、市民一人ひとりが人権への配慮について関心と認識を深めるための人権教育を推進します。

学校等における推進方策

- ・災害時における人権への配慮について、正しい理解を図ります。
- ・被災地域から避難した人たちの人権を尊重し、温かく接することができる態度を身に付けます。

家庭、地域社会における推進方策

- ・被災地域からの人たちに対して過剰に反応せず、お互いの人権を尊重し、共生社会の一員としての自覚をもって適切に対応できる態度を身に付けます。

10 性的少数者

(1) 現状と課題

本人が自認する性別に関して、「身体的には男（女）だが、自分（の心）は女（男）」あるいは「自分は男でも女でもない、性別を意識していない」と考える人がいます。これらの人の中には、自分の身体や戸籍上の性別に違和感を持ち、それを受け入れられない人がいます。

また、性的指向に関しても、同性愛や両性愛の指向を持つ人がいます。これらの人々を総称する一つとしてLGBTQ+という言葉が認識されております。

このような人たちは、性自認や性的指向を理由として社会の様々な場面で偏見や差別を受けることがあり、様々な悩みや生活上の困難を抱えています。

平成16年（2004年）7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。なお、平成20年（2008年）6月に改正法が成立し、条件が緩和されています。

埼玉県においては令和4年（2022年）7月に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。この条例は、性の多様性を尊重した社会づくりに関し基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目的としています。

加須市においては、一人ひとりがお互いの多様性を認め合い、尊重し合う差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を図ることを目指し、令和4年11月に「加須市パートナーシップに関

する要綱」を制定し、令和5年3月23日から「加須市パートナーシップ制度」を運用します。
今後も性的少数者に関する正しい理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

(2) 性的少数者に関する人権教育の推進について

性的少数者に対する差別や偏見により、就学就労など社会生活上の制約を受ける問題が生じています。そのため、性的少数者に対する正しい理解を深め、本人や家族の心情に十分配慮した対応を行えるよう、学校等に対する支援を継続して行います。

学校等における推進方策

- ・集団生活を送る上でのルールやマナーを身に付けさせながら、互いの違いを認め合う人権学習を実施します。
- ・学校が組織で取り組む環境づくりを進め、相談された教職員のフォロー支援体制の整備に努めます。
- ・学校の更衣室やトイレなどの整備、中学校の制服等においては、性の多様性に配慮した環境づくりを促進します。

家庭、地域社会における推進方策

- ・性的少数者に対する正しい理解を図り、本人や家族の心情に十分配慮した対応が行えるよう、学校、職場や地域社会などに対する支援を行います。

11 様々な人権問題

これまで述べてきた10項目の重点的に取り組むべき分野別の人権課題の他にも、今日的事例として次のような人権問題が存在します。

本市においても、これら人権問題を注視し、人権尊重の視点から適切な人権教育・人権啓発活動を推進するとともに、国、県、他市町村、ボランティアなどと連携して、効果的な相談・支援活動を積極的に行います。

(1) プライバシーの侵害

プライバシーの問題については、情報化社会の進展にともない、本人の意志とは無関係に個人情報大量に収集・蓄積・利用され、流出するだけでなく、犯罪に巻き込まれる危険性もあります。

(2) 公正な採用選考

企業等での従業員の採用にあたっては、応募者の基本的人権に配慮する必要があります。出生地、家族の状況、家庭環境など本人に責任のない事項や人生観・生活信条など、本来、自由である事項を採用条件とすることは、応募者の基本的人権を尊重しない間違った考え方です。

(3) 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに付随して生じる精神的、経済的被害など様々な被害を受けている場合が多く、マスメディアの行き過ぎた取材やインターネット上での過熱報道などによって人権が侵害される場合もあります。

(4) アイヌの人々

我が国の少数民族であるアイヌの人々は、アイヌ語やユーカラ（アイヌの伝承による叙事詩で、神々などの物語に旋律をつけて歌われるもの）をはじめとする口承文芸（口づての伝承によって、語り歌い継がれてきた文芸）など自然との関わりの中で、様々な固有の文化をはぐくんできました。

しかしながら、アイヌ民族であることを理由として、アイヌの人々は結婚や就職などで様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれてきました。また、独自の言語を話せる人も極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われてきました。

そうした中、令和元年（2019年）5月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。アイヌの人々の歴史、文化、伝統など現状に関する認識と理解の促進を図ります。

(5) 北朝鮮当局による拉致問題

平成14年（2002年）9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16年（2004年）までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現しました。

その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、平成20年（2008年）の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、いまだに実行されないままとなっています。

埼玉県内においても、国が拉致被害者として認定した人や拉致の可能性を排除できない失踪者など、多数の人たちの存否がいまだに確認されていません。

(6) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

(7) ホームレスの人権

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない人、いわゆるホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく、暴行を受けるなどの人権問題が生じています。

(8) ケアラー・ヤングケアラー

ケアラーがケアするのは、高齢者だけでなく、障がいのある方や難病患者の方、医療的ケアを必要とする子どもなど状況は様々です。親や配偶者等の介護、子どもや兄弟の世話・家事などを担うケアラーには大きな負担がかかっている現状があります。

また、ヤングケアラーと言われる18歳未満の若い世代が介護等に従事することにより、自身の生活、勉強や進路などに支障が出ているケースも見受けられます。

(9) その他

このほか、非正規雇用等による生活困窮者問題や強制労働などを目的とした人身取引などの人権問題があります。

用語解説

【あ行】

エイズ

後天性免疫不全症候群（Acquired Immune Deficiency Syndrome）。H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫機能が破壊されることによって抵抗力が低下し、健康な人ではかからないような病気を引き起こしている状態のこと。指標となる２３の疾患（カポジ肉腫、ニューモシスチス（カリニ）肺炎等）を発症している点でH I V感染とは異なる。

H I V感染者

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）に感染した人。主に性行為や血液により感染し、数年から十数年間という長い潜伏期間を経過した後、徐々に人の免疫機能を破壊する。H I Vに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。平成２７年（２０１５年）の国連サミットにおいて採択され、令和１２年（２０３０年）までに国際社会全体が取り組む開発目標。「誰一人取り残さない」を理念として１７のゴールと１６９のターゲットが設定されている。

LGBTQ+

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、又は決めない人）、それ以外の性を表す＋（プラス）など性的少数者を表す総称の一つ。

【か行】

学校人権教育指導資料

加須市内の小・中学校の教員を編集委員として、人権教育に係る自校の実践をまとめた資料。人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善を目的に、加須市内の小・中学校における各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動の実践事例を収録している。資料は、市内各小・中学校に配布し、人権教育の指導に活用している。

家庭用「彩の国の道徳」

家庭においても、学校と同じ視点に立って子どもたちの道徳心を育んでもらうことをねらいとして、埼玉県教育委員会が独自に作成した家庭用道徳教材。平成21年に作成した小・中・高等学校用「彩の国の道徳」に掲載している読み物資料や子育てに関するコラムが掲載されており、平成23年3月に配布された。

教育センター

教育の一層の充実と振興を図るため、主に、教育に関する理論と実践についての研究と教職員の研修及び教育相談を行う機関で、加須市では、市民プラザかぞ5階に設置されている。

教育相談員

子どもや保護者の悩みの解決を図るため、教育センターで電話相談や来所相談、訪問相談等に対応する相談員。必要に応じて、発達検査や適応指導教室での学習指導を行う。

ケアラー・ヤングケアラー

高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人。ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーという。

合理的配慮

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合、負担になりすぎない範囲で必要かつ合理的な対応をすること。

子育ての目安「3つのめばえ」

平成23年に埼玉県教育委員会が、小学校入学までに子どもたちに身につけてほしいことを、子育ての目安として策定し公開したもの。3つのめばえの内容は、小学校入学までに身につけてほしいことを幼児期の特性である「生活」「他者との関係」「興味・関心」のそれぞれの視点から取りまとめている。

【さ行】

災害時要援護者

高齢者、障がいのある人、妊婦、乳幼児など、災害時に特に配慮を要する人のこと。

彩の国の道徳

児童生徒の豊かな心をはぐくむために、平成21年に埼玉県教育委員会が独自に作成した道徳教育教材資料集。県内の公立小・中学校（さいたま市を除く）、高等学校の全児童生徒分を配付し、活用している。

参加体験型学習

参加者が主体的に取り組めるよう、体験的な活動を組み入れる等、工夫された学習。手法例としては、シュミレーションのような擬似体験、ロールプレイのような役割演技やブレインストーミングのような討議でアイデアを出し合うものがある。

情報モラル

情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身に付けておくべき考え方や態度のこと。

人権感覚育成プログラム

人権感覚を育むための参加体験型学習を組み入れた人権教育の学習プログラム。埼玉県教育委員会では、平成20年3月に児童生徒の人権感覚を育むための学校教育編、平成21年3月に保護者や地域住民の人権感覚を育むための社会教育編を発刊した。

スクールカウンセラー

いじめや不登校をはじめとした子どもたちの心の問題の解消のため、教職員や保護者への指導助言及び子どもの心の相談を行う臨床心理士の資格を有する専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族、友人、学校や地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のこと。

ストーカー行為

同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復すること。

性的指向

異性愛、同性愛、両性愛の別を指す（Sexual Orientation）の訳語のこと。

性同一性障害

生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらかの性に属しているかをはっきり認識していながら、その反面で、人格的には自分は別の性に属していると確信している状態のこと。

【た行】

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

地域包括ケアシステム

認知症高齢者の増加が見込まれる日本において、地域に生活する高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するための態勢のこと。

D V

Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力をさす。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含めて考える。

【な行】

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者を特別視するのではなく、社会の中で普通に生活し、活動することが、社会の本来の姿であるという考え方のこと。

【は行】

パートナーシップ制度

双方又は一方が性的少数者のカップルが互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し日常生活において継続的に協力し合うことを宣誓したことを証明する制度。婚姻制度と異なり、相続の権利や扶養の義務などの法的効力は生じない。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するもの。

ハンセン病

らい菌による感染症で、感染力や発病力がとても弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどない。今日では治療法が確立されている。

フィールドワーク

野外など現地での実態に即した調査・研究のこと。

ヘイトスピーチ

特定の個人や集団、団体などの人種、宗教、民族的な文化などを差別的な意図をもっておとしめる言動のこと。

ホームレス

失業、借金、家庭内の事情等様々な要因により、特定の住居を持たずに、都市公園、河川、道路、駅舎等で日常生活を送っている人々のこと。

【ら行】

リベンジポルノ

性的な画像・動画を、本人の同意なしにインターネット上に掲載する行為、もしくは、掲載することを脅迫する行為。

ロールプレイ

実際の場面を想定し、さまざまな役割を演じさせて、問題の解決法を会得させる学習法。役割実演法のこと。

加須市人権教育推進基本方針

令和 5 年 2 月 改訂

加須市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

〒347-0006 加須市上三俣2255

TEL (0480) 62-1223

FAX (0480) 62-2221

E-mail shogai@city.kazo.lg.jp

市ホームページ <https://www.city.kazo.lg.jp/>

